

令和7年3月11日

株主各位

東京都港区西新橋二丁目36番1号
株式会社永谷園ホールディングス
代表取締役 永谷 泰次郎

株式分割に関する基準日の設定公告

当社は、令和7年2月26日付の取締役会決議において、令和7年3月27日付で、当社株式1株を6,463,493,800株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を令和7年3月27日と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、同日付の取締役会決議において、令和7年3月27日付で、当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数を32株から206,831,801,600株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上